

令和5年 4月10日

長久手市小中学校保護者 様

長久手市教育委員会教育長 大澤 孝明

長久手市の部活動「活動日及び活動時間」について

保護者の皆様には、日頃から本市の教育行政並びに各学校の教育活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、愛知地区4市町の教育長の連名で「中学校の部活動のあり方について」という文書を、中学校の保護者に配付しました。長久手市教育委員会では、小中学校の部活動について「児童生徒の健康維持」「教員の負担軽減」といった観点から検討してまいりました。つきましては、部活動の活動日、部活動の活動時間について、原則として下記のとおりとします。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 活動日

<通常の間>

(1) 小学校

- 平日のうち、2日間を休養日とする。（基本の曜日を定める）
- 日曜日・祝日は活動を行わない。

(2) 中学校

- 平日のうち2日は、休養日とする。なお、休養する曜日は学校ごとに定める。
- 土日のうち1日は、休養日とする。また、祝日と重なり3連休以上になる場合は、少なくともその半分を休養日（時間）とする。なお、3連休の場合は1日を、4連休・5連休の場合は2日を少なくとも完全休養日とする。

*大会出場により休養日を設定できない場合は、月内に代替日を設定する。

- 家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。
- テスト週間中及びテスト期間中は休養日とする。
- 土日の両日実施した場合は休養日の代替日を別の週の土日に設定する。この場合、月初めから月終わりまでの1か月の間で調整する。
- 各種大会等で勝ち上がり方式のため、2週以上にわたって土日に活動する場合は、代替日として平日に休養日を設定する。
- 「家庭の日」「年末・年始休業日」「テスト週間・テスト期間」「学校閉校期間（8月中旬）」は代替日の対象とならない。

<夏休み・冬休み・春休み>

(1) 小学校

- 土日祝日は活動を行わない。
- 「学校閉校期間（8月中旬）」「年末・年始休業日」は休養日とする。

(2) 中学校

- 大会以外の土日祝日は、休養日とする。（活動した場合は平日を代替日とする。）
- 「学校閉校期間（8月中旬）」「年末・年始休業日」は休養日とする。
- 各種大会等で土日に活動した場合は、代替日として平日に休養日を設定する。

2 活動時間

<平日・土曜日・日曜日・祝日>

(1) 小学校

- 朝練習は行わない。
- 活動時間は平日を2時間以内、土曜日を3時間以内とする。（練習試合や大会は含まない。）
- 日没までに児童が帰宅できるように活動を終える。

(2) 中学校

- 平日は2時間程度とする。ただし、最終下校時刻は17:30を越えないようにする。
- 土日祝日は3時間程度とする。ただし、複数校集まったの練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、1日練習は2日以上連続しないこととする。
- 朝練習は原則「なし」とする。しかし、目的が明確であり、補助的で最小限の期間に限っての実施は認める。その場合は、登校時間における安全に十分配慮した開始時刻とし、自主参加とする。
- 日没までに生徒が帰宅できるように活動を終える。

<夏休み・冬休み・春休み>

(1) 小学校

- 活動時間は3時間以内とする。
- 活動時間は、教職員の勤務時間に合わせる。

(2) 中学校

- 活動時間は3時間程度とする。ただし、複数校集まったの練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、その場合も1日練習は2日以上連続しないこととする。
- 活動時間は、教職員の勤務時間に合わせる。

3 その他

- 猛暑や雷雨等の異常気象時および感染症の流行時においては、教育委員会や学校の判断により、活動の中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。

[連絡先 長久手市教育委員会教育部教育総務課 指導室 TEL. 0561-56-0626 (直通)]